

次期（第4期）実行5か年計画に関する意見書（案）修正内容対照表

整理 No.	今回修正案	1/30 県民会議へ意見照会した原案
<p>【文言修正】</p>	<p><b>はじめに</b></p> <p>神奈川県では、平成 19 年度以降 20 年間にわたる水源環境保全・再生の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下、「施策大綱」という。）」と、施策大綱に基づいた「かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」を策定し、特別な対策を推進しています。</p> <p>水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）は、水源環境保全税を財源に行う施策に県民意見を反映させるため、平成 19 年度に神奈川県が設置した組織です。</p> <p>県民会議は、有識者や関係団体、公募委員からなる 24 名で構成され（令和 2 年 5 月現在）、5 か年計画に位置付けられている特別対策事業について、実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担っています。</p> <p>現行の第 3 期 5 か年計画が 4 年目を迎え、県民会議としては、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期（第 4 期）5 か年計画の検討に際して意見を述べることは、重要な役割と認識しています。</p> <p>このため、県による次期 5 か年計画の検討に先立ち、県民会議では、これまでの 12 年間の取組について総合的な評価を実施し、その結果に基づき、次期（第 4 期）計画の方向性について意見を取りまとめ、県に提出するものです。</p> <p><b>1 次期（第 4 期）計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</b></p> <p>1-1 現行の施策の評価</p> <p>水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものです。このため、短期間に効果が現れるものばかりではなく、長期にわたる継続的な取組が必要とされます。</p> <p>森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、シカの管理捕獲など様々な取組を進めた結果、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなどの成果が出てきています。また、水関係事業については、河川や地下水の保全・再生、水源環境への負荷軽減への取組を着実に進めてきた結果、河川における水質の改善や地下水汚染の状況の変化など、一定の成果が見られています。</p> <p>これまでの取組により、一定の事業効果は現れていますが、施策の最終目的である「良質な水の安定的確保」に向けては、引き続き取り組むべき課題があるため、近年の台風等による自然災害の発生状況等も踏まえ、今後も施策大綱に掲げられている将来像に向けて着実に取組を進める必要があります。なお、全体の計画期間は 20 年と定められていることから、施策大綱期間終了後も意識し、これからの施策展開を考える必要があります。</p> <p>また、事業費及び事業量は、概ね計画どおりに執行・進捗していることから、財源に<u>関しては</u>、引き続き水源環境保全税により安定的に確保し、各事業に継続的に取り組むべきと考えます。</p>	<p><b>はじめに</b></p> <p>神奈川県では、平成 19 年度以降 20 年間にわたる水源環境保全・再生の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下、「施策大綱」という。）」と、施策大綱に基づいた「かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」を策定し、特別な対策を推進しています。</p> <p>水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）は、水源環境保全税を財源に行う施策に県民意見を反映させるため、平成 19 年度に神奈川県が設置した組織です。</p> <p>県民会議は、有識者や関係団体、公募委員からなる 24 名で構成され（令和 2 年 5 月現在）、5 か年計画に位置付けられている特別対策事業について、実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担っています。</p> <p>現行の第 3 期 5 か年計画が 4 年目を迎え、県民会議としては、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期（第 4 期）5 か年計画の検討に際して意見を述べることは、重要な役割と認識しています。</p> <p>このため、県による次期 5 か年計画の検討に先立ち、県民会議では、これまでの 12 年間の取組について総合的な評価を実施し、その結果に基づき、次期（第 4 期）計画の方向性について意見を取りまとめるとともに、<u>意見書として</u>県に提出するものです。</p> <p><b>1 次期（第 4 期）計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</b></p> <p>1-1 現行の施策の評価</p> <p>水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものです。このため、短期間に効果が現れるものばかりではなく、長期にわたる継続的な取組が必要とされます。</p> <p>森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、シカの管理捕獲など様々な取組を進めた結果、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなどの成果が出てきています。また、水関係事業については、河川や地下水の保全・再生、水源環境への負荷軽減への取組を着実に進めてきた結果、河川における水質の改善や地下水汚染の状況の変化など、一定の成果が見られています。</p> <p>これまでの取組により、一定の事業効果は現れていますが、施策の最終目的である「良質な水の安定的確保」に向けては、引き続き取り組むべき課題があるため、近年の台風等による自然災害の発生状況等も踏まえ、今後も施策大綱に掲げられている将来像に向けて着実に取組を進める必要があります。なお、全体の計画期間は 20 年と定められていることから、施策大綱期間終了後も意識し、これからの施策展開を考える必要があります。</p> <p>また、事業費及び事業量についても一部の取組を除き、概ね計画どおりに執行・進捗していることから、財源に<u>ついても</u>、引き続き水源環境保全税により安定的に確保し、各事業に継続的に取り組むべきと考えます。</p>

（※表中、実線の下線は意見等を踏まえた変更箇所）

整理 No.	今回修正案	1/30 県民会議へ意見照会した原案
<p>【語句修正】</p> <p>【整理 No. 2】</p>	<p>1-2 かながわ水源環境保全・再生施策大綱</p> <p>平成 17 年に策定された施策大綱は、水源環境を保全・再生するための平成 19 年度以降の 20 年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものです。これまでの施策の取組状況を踏まえると、現時点において、基本的な考え方などの変更はないものと考えますが、今後の状況によっては、必要な細部の見直しを行うこともあり得ると認識しています。</p> <p>1-3 かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>これまでの取組により、森林関係事業、水関係事業ともに一定の事業効果が現れており、施策大綱に掲げられている将来像に向けて順調に取組が進められています。</p> <p>なお、次期（第 4 期）5 か年は全体の計画期間（20 年間）の最後の 5 年にあたるため、施策大綱で掲げられている将来像に向けて、神奈川の水源環境を可能な限り向上させ、持続可能な状態とするための取組が求められます。</p> <p>そこで、次期計画の策定にあたっては、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本とし、これまでの成果や課題を検証の上、必要な見直し・強化を行うとともに、施策大綱期間終了後も見据え、<u>将来にわたる良質な水の安定的確保のため</u>、より実効性のある内容と財源を確保する必要があります。</p> <p>また、国では地球温暖化防止や災害防止等を図るため「森林環境税」を創設し、令和元年度から市町村や都道府県に「森林環境譲与税」が配分されています。その税制度の趣旨及びその運用体制、そして、県の水源環境の現状を考慮すると、今後は県の水源環境保全税と森林環境譲与税の両立を図り、相乗効果を創出することにより、県内全域の森林の保全・再生を図ることが望ましいと考えます。</p> <p>(2) 計画期間</p> <p>施策大綱に則り、次期計画の期間は、現行計画と同様に、5 年間（令和 4～8 年度）の計画とすべきと考えます。</p> <p>(3) 対象施策・対象地域</p> <p>ア 対象施策</p> <p>水源環境保全税により実施する特別対策事業は、現行計画と同様に、「水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組」と、「水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組」とすべきと考えます。</p> <p>イ 対象地域</p> <p>現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる取組については、県内水源保全地域及び県外上流域を対象地域とし、水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組については、県民の水を守る観点から、県全域及び県外上流域とすべきと</p>	<p>1-2 かながわ水源環境保全・再生施策大綱</p> <p>平成 17 年に策定された施策大綱は、水源環境を保全・再生するための平成 19 年度以降の 20 年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものです。これまでの施策の取組状況を踏まえると、現時点において、基本的な考え方などの変更はないものと考えますが、今後の検討によっては、必要な細部の見直しを行うこともあり得ると認識しています。</p> <p>1-3 かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>これまでの取組により、森林関係事業、水関係事業ともに一定の事業効果が現れており、施策大綱に掲げられている将来像に向けて順調に取組が進められています。</p> <p>なお、次期（第 4 期）5 か年は全体の計画期間（20 年間）の最後の 5 年にあたるため、施策大綱で掲げられている将来像に向けて、神奈川の水源環境を可能な限り向上させ、持続可能な状態とするための取組が求められます。</p> <p>そこで、次期計画の策定にあたっては、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本とし、これまでの成果や課題を検証の上、必要な見直し・強化を行うとともに、施策大綱期間終了後も見据え、より実効性のある内容とする必要があります。</p> <p>また、国では地球温暖化防止や災害防止等を図るため「森林環境税」を創設し、令和元年度から市町村や都道府県に「森林環境譲与税」が配分されています。その税制度の趣旨及びその運用体制、そして、県の水源環境の現状を考慮すると、今後は県の水源環境保全税と森林環境譲与税の両立を図り、相乗効果を創出することにより、県内全域の森林の保全・再生を図ることが望ましいと考えます。</p> <p>(2) 計画期間</p> <p>施策大綱に則り、次期計画の期間は、現行計画と同様に、5 年間（令和 4～8 年度）の計画とすべきと考えます。</p> <p>(3) 対象施策・対象地域</p> <p>ア 対象施策</p> <p>水源環境保全税により実施する特別対策事業は、現行計画と同様に、「水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組」と、「水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組」とすべきと考えます。</p> <p>イ 対象地域</p> <p>現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる取組については、県内水源保全地域及び県外上流域を対象地域とし、水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組については、県民の水を守る観点から、県全域及び県外上流域とすべきと</p>

整理 No.	今回修正案	1/30 県民会議へ意見照会した原案
[整理 No. 4]	<p>考えます。</p> <p>(4) 構成事業の考え方 特別対策事業は、現行計画に基づく事業と、施策目標達成のために「<u>施策開始前の既存事業の枠</u>」を超えて新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業とする考え方を原則とすべきです。</p>	<p>考えます。</p> <p>(4) 構成事業の考え方 特別対策事業は、現行計画に基づく事業と、施策目標達成のために「<u>一般的な行政水準</u>」を超えて新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業とする考え方を原則とすべきです。</p>
[整理 No. 5]	<p>(5) 事業費規模 今後は国の「森林環境譲与税」が導入されることとなりますが、<u>両税の両立を図り、県内全域の森林の保全・再生を図ることが望ましいと考えるため</u>、事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべきです。</p>	<p>(5) 事業費規模 今後は国の「森林環境譲与税」が導入されることとなりますが、事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべきです。</p>
[整理 No. 6]	<p><b>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</b></p> <p><b>2-1 森林関係事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林整備等の効果は現れるまでに時間を要すものの、下層植生の回復や土壌保全など、施策開始時に期待されている効果は着実に確認できています。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。</li> <li>○ 森林整備等の効果をより高めるためには、引き続き丹沢山地以外も含め広範にわたり、森林整備と連携したシカ対策を実施していく必要があります。</li> <li>○ 県による公的管理が終了した私有林等について、森林の公益的機能の維持を図るため、現在行っている返還森林の巡視の試行結果等を踏まえ、森林管理の新たな仕組みの構築を検討すべきです。</li> <li>○ 間伐材の搬出促進については、大型機械の導入などにより県の木材生産量の目標値を概ね達成できていることから水源環境保全税が適切かつ効果的に使われていると判断できますが、今後は水源環境保全税終了後を見据えた事業展開を検討していく必要があります。</li> <li>○ 令和元年10月の台風19号の影響により、水源林林地の倒木・土壌流出などの被害が発生したことから、今後想定される自然災害を踏まえ林地保全対策を強化する必要があります。</li> </ul> <p><b>2-2 水関係事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生態系に配慮した河川整備等を行った結果、水質の向上やきれいな水を好む生物が増えるなど、水環境が改善している地点も出てきています。将来にわたり良質な水を安定的に利用できるよう今後も生態系の健全化を図り、水源水質を維持・向上させる取組を続けて</li> </ul>	<p><b>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</b></p> <p><b>2-1 森林関係事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林整備等の効果は現れるまでに時間を要すものの、下層植生の回復や土壌保全など、施策開始時に期待されている効果は着実に確認できています。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。</li> <li>○ 森林整備等の効果をより高めるためには、引き続き丹沢山地以外も含め広範にわたり、森林整備と連携したシカ対策を実施していく必要があります。</li> <li>○ 県による公的管理が終了した私有林等について、森林の公益的機能の維持を図るため、現在行っている返還森林の巡視の試行結果等を踏まえ、森林管理の新たな仕組みの構築を検討すべきです。</li> <li>○ 間伐材の搬出促進については、大型機械の導入などにより県の木材生産量の目標値を概ね達成できていることから水源環境保全税が適切かつ効果的に使われていると判断できますが、今後は水源環境保全税終了後を見据えた事業展開を検討していく必要があります。</li> <li>○ 令和元年10月の台風19号の影響により、水源林林地の倒木・土壌流出などの被害が発生したことから、今後想定される自然災害を踏まえ林地保全対策を強化する必要があります。</li> </ul> <p><b>2-2 水関係事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生態系に配慮した河川整備等を行った結果、水質の向上やきれいな水を好む生物が増えるなど、水環境が改善している地点も出てきています。将来にわたり良質な水を安定的に利用できるよう今後も生態系の健全化を図り、水源水質を維持・向上させる取組を続けて</li> </ul>

整理 No.	今回修正案	1/30 県民会議へ意見照会した原案
	<p>いく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地下水かん養対策の効果により地下水の水位は維持されており、また、これまでの汚染対策の効果により地下水の水質が改善されています。ただし、水質に関しては、環境基準値を下回っているものの基準値に近い値を推移している箇所もあるため、引き続き汚染対策が必要な箇所では対策を実施するとともに、モニタリングを継続する必要があります。</li> <li>○ 相模湖・津久井湖のリン濃度は依然として高い状況にあるため、引き続き県外上流域を含めて、相模湖・津久井湖の集水域における汚濁負荷軽減対策を進めていくことが必要です。</li> <li>○ 水源環境への負荷軽減の取組では、事業実施により着実に成果は上がっているものの、近年の事業進捗の遅れが課題となっていることから、その原因等の分析を行うとともに、関係市町や県外上流域の山梨県とも連携を密にし、合併処理浄化槽への転換促進のための単独処理浄化槽等の設置者に対する個別の働きかけなど、生活排水処理率のさらなる向上に向けた方策を検討すべきです。</li> </ul> <p><b>2-3 県外上流域対策関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相模湖等の集水域である山梨県側では、山梨県との共同事業により、整備の遅れた森林を対象とする間伐等の森林整備や桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理を実施し、一定の成果が出ております。</li> <li>○ 森林整備とシカ管理の問題は大きな課題であるため、シカの生息状況の変化などにも注視しながら、必要に応じ、山梨県や静岡県とも情報共有ならびに連携を図る必要があります。</li> </ul> <p><b>2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 順応的管理の考え方に基づき、事業内容の見直しを図られていることや県民参加のもと水源環境保全・再生施策を推進する仕組みが機能していることから、施策大綱の考え方に基づく施策の推進が図られていると評価します。</li> <li>○ 水環境モニタリングについては、これまでの結果から、2次的アウトカムに関するデータが蓄積されています。今後も施策の効果を的確に把握し、県民に分かりやすく明示するため、施策の最終評価に向け、継続的に調査を実施いただく必要があります。なお、施策の最終評価に向けては、第2期に引き続き、施策評価の一つとして、「経済的手法による評価」を行う必要があります。</li> <li>○ 次期（第4期）は施策大綱期間、最後の5年となるため、県民会議では<b>は</b>大綱期間終了時</li> </ul>	<p>いく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地下水かん養対策の効果により地下水の水位は維持されており、また、これまでの汚染対策の効果により地下水の水質が改善されています。ただし、水質に関しては、環境基準値を下回っているものの基準値に近い値を推移している箇所もあるため、引き続き汚染対策が必要な箇所では対策を実施するとともに、モニタリングを継続する必要があります。</li> <li>○ 相模湖・津久井湖のリン濃度は依然として高い状況にあるため、引き続き県外上流域を含めて、相模湖・津久井湖の集水域における汚濁負荷軽減対策を進めていくことが必要です。</li> <li>○ 水源環境への負荷軽減の取組では、事業実施により着実に成果は上がっているものの、近年の事業進捗の遅れが課題となっていることから、その原因等の分析を行うとともに、関係市町や県外上流域の山梨県とも連携を密にし、合併処理浄化槽への転換促進のための単独処理浄化槽等の設置者に対する個別の働きかけなど、生活排水処理率のさらなる向上に向けた方策を検討すべきです。</li> </ul> <p><b>2-3 県外上流域対策関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相模湖等の集水域である山梨県側では、山梨県との共同事業により、整備の遅れた森林を対象とする間伐等の森林整備や桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理を実施し、一定の成果が出ております。</li> <li>○ 森林整備とシカ管理の問題は大きな課題であるため、シカの生息状況の変化などにも注視しながら、必要に応じ、山梨県や静岡県とも情報共有ならびに連携を図る必要があります。</li> </ul> <p><b>2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 順応的管理の考え方に基づき、事業内容の見直しを図られていることや県民参加のもと水源環境保全・再生施策を推進する仕組みが機能していることから、施策大綱の考え方に基づく施策の推進が図られていると評価します。</li> <li>○ 水環境モニタリングについては、これまでの結果から、2次的アウトカムに関するデータが蓄積されています。今後も施策の効果を的確に把握し、県民に分かりやすく明示するため、施策の最終評価に向け、継続的に調査を実施いただく必要があります。なお、施策の最終評価に向けては、第2期に引き続き、施策評価の一つとして、「経済的手法による評価」を行う必要があります。</li> <li>○ 次期（第4期）は施策大綱期間、最後の5年となるため、県民会議でも大綱期間終了時</li> </ul>

整理 No.	今回修正案	1/30 県民会議へ意見照会した原案
<p>[整理 No. 8]</p> <p>[整理 No. 9、10]</p>	<p>を見据えて施策の点検・評価を行うとともに、大綱期間終了後も見据えた議論を行う<u>必要があります。なお、次期（第4期）の事業検証では、森林環境譲与税により県と市町村で実施される事業と水源環境保全税で実施される特別対策事業との関連について、事業進捗の実態を踏まえて点検することが望ましい。</u></p> <p>○ <u>県民会議による点検・評価や議論の結果を踏まえ、県では、良質な水を安定的に確保していくため施策大綱期間終了後に必要な施策を次期（第4期）中に検討し、確立すべきです。</u></p>	<p>を見据えて施策の点検・評価を行うとともに、大綱期間終了後も見据えた議論を行うべきです。</p>